

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第6期第2四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	G C A サヴィアン株式会社
【英訳名】	GCA Savvian Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡辺 章博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
【電話番号】	03-6212-7100
【事務連絡者氏名】	I R室リーダー 加藤 雅也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
【電話番号】	03-6212-7100
【事務連絡者氏名】	I R室リーダー 加藤 雅也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第2四半期連結 累計期間	第6期 第2四半期連結 累計期間	第5期
会計期間	自平成24年 1月1日 至平成24年 6月30日	自平成25年 1月1日 至平成25年 6月30日	自平成24年 1月1日 至平成24年 12月31日
売上高（百万円）	4,570	15,458	10,813
経常利益（百万円）	1,209	2,988	2,795
四半期（当期）純利益（百万円）	401	150	1,259
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	862	3,064	2,570
純資産額（百万円）	30,328	16,259	32,457
総資産額（百万円）	31,918	17,552	35,364
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	14.03	5.65	44.18
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	-	5.58	-
自己資本比率（％）	21.7	30.9	15.5
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,524	20,576	978
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	834	23	63
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	4,789	19,289	4,347
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	5,701	6,975	5,556

回次	第5期 第2四半期連結 会計期間	第6期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	3.46	5.44

（注）1．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3．第5期第2四半期連結累計期間及び第5期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4．第5期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日
公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30
日）を適用しております。平成25年1月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第4期の期
首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期（当期）純利益金額及び潜在株式調整後1株当
り四半期（当期）純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日～平成25年6月30日）における世界のM & A市場は、完了案件の件数ベースでは前年同期比で17.5%減少したものの、完了案件の取引金額ベースではほぼ横ばいとなりました。日本のM & A市場においては、完了案件の取引金額ベースでは前年同期比で微増となっておりますが、完了案件の件数ベースは28%の減少となりました（以上、トムソンロイター調べ）。特に、クロスボーダーでの買収案件については前年同期比で金額ベースで67%減少しております（Dealogic調べ）。円安・株高傾向の状況が影響しているという見方もありますが、当社が実施したアンケートでは、78%の企業が引き続きM & A方針に影響はない、或いは引き続き積極的であると回答しており、クロスボーダー案件の減少は一時的なものとみております。こうした中で、クライアントにとって最善のM & A案件を提案・実行する機能をさらに強化し、今後益々増加が予想されるクロスボーダー案件に対応するため、欧州、アジアにおいて現地のM & Aブティックファームとの連携強化を図っております。

また、米国のM & A市場は完了案件数は6%の減少となりましたが、完了案件・取引金額ベースではほぼ横ばいとなっており引き続き堅調に推移しております（以上、トムソンロイター調べ）。

このような市場環境の下、当社米国における第1四半期の売上高がきわめて低調であったことから、当第2四半期連結累計期間におけるアドバイザリー事業の売上は前年同期を下回りました。一方で、この第2四半期の受注は順調であり、また、上半期最大の案件であった株式会社日立製作所と三菱重工業株式会社による火力発電システム分野の事業統合により、日本のM & A市場における平成25年第2四半期累計期間の案件公表ベースのランキングでは、件数ベースで第4位、金額ベースでも5位（マージャーマーケット調べ）と健闘いたしました。

ファンド事業におきましては、3件の優先株式投資の回収により売上が大幅に増加し、当社グループの連結売上を大きく押し上げる結果となりました。また、投資回収が進んだ結果、当社子会社のファンドの運営会社である株式会社メザニンにおいて成功報酬が発生しております。

以上により、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高15,458百万円（前年同四半期比238.2%増）、営業利益2,928百万円（前年同四半期比150.2%増）、経常利益2,988百万円（前年同四半期比147.0%増）、四半期純利益150百万円（前年同四半期比62.6%減）となりました。報告セグメント別の売上は、アドバイザリー事業2,795百万円（前年同四半期比25.0%減）、アセットマネジメント事業785百万円（前年同四半期比108.6%増）、ファンド事業12,662百万円（前年同四半期比842百万円）となっております。

前述のとおり、ファンドにおける優先株式の回収が3件あったことにより、売上高、営業利益、経常利益は前年同四半期比で大幅に増加しておりますが、その影響額の99%が外部投資家に帰属するため、当社グループの純利益への影響は1%であります。以下、「ファンド非連結経営成績」にありますがように当第2四半期連結累計期間におけるアドバイザリー事業の売上減少により、四半期純利益は減少しております。すなわち、当社グループの出資割合がそれぞれ1%である3つの投資事業有限責任組合（ファンド）を除いた業績（ファンド非連結ベース）は以下のとおりであります。

ファンド非連結経営成績（累計）

（％表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
25年12月期 第2四半期	3,581	12.8	169	76.7	229	70.1	136	65.6
24年12月期 第2四半期	4,104	11.8	728	64.9	768	66.6	397	53.0

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は6,975百万円（前連結会計年度末は5,556百万円）となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果得られた資金は20,576百万円（前年同四半期は2,524百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益2,988百万円を計上したこと及び、営業投資有価証券の回収額が9,028百万円、営業貸付金の回収額が9,788百万円、未払金の減少額が1,712百万円あったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果支出した資金は23百万円(前年同四半期は834百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が10百万円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果支出した資金は19,289百万円(前年同四半期は4,789百万円の支出)となりました。これは主に、メザニンファンドの投資家からの出資受入額が43百万円あったものの、メザニンファンドの投資家への分配金の支払額が15,520百万円、出資払戻しによる支出が3,453百万円及び、株主への配当金の支払額が386百万円あったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,599,200
計	114,599,200

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,670,300	28,670,300	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は平成25年1月1日より単元株制度を採用しており、単元株式数は100株であります。
計	28,670,300	28,670,300	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

G C A サヴィアン株式会社第7回新株予約権

決議年月日	平成25年5月1日
新株予約権の数(個)	2,190,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,190,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、2	1株当たり 1,225
新株予約権の行使期間	自 平成26年4月1日 至 平成35年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,225 資本組入額 613
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 発行日後、次の()又は()の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

() 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

() 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の新株予約権者(以下、本発行要領において「本新株予約権者」という。)は、当社の平成25年12月期乃至平成30年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。

なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年12月期乃至平成30年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。

(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使可能期間
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使の条件
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得条項
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）3に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合
これを切り捨てるものとする。

G C A サヴィアン株式会社第 8 回新株予約権

決議年月日	平成25年 5 月 1 日
新株予約権の数（個）	1,500,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,500,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1、2	1 株当たり 1,225
新株予約権の行使期間	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成35年 3 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,225 資本組入額 613
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．発行日後、次の（ ）又は（ ）の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

（ ） 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（ ） 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（ただし、新株予約権の行使の場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時 価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2．新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の新株予約権者（以下、本発行要領において「本新株予約権者」という。）は、当社の平成25年12月期乃至平成30年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。

なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年12月期乃至平成30年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。

(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使可能期間
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使の条件
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得条項
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）3に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合
これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	20,500	28,670,300	10	524	10	149

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成25年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
渡辺 章博	東京都世田谷区	3,735,600	13.03
G C A サヴィアン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号パシ	2,000,005	6.98
代表取締役 渡辺 章博	フィックセンチュリープレイス丸の内30階		
トッド・ジェイ・カーター	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフラン	1,848,750	6.45
	シスコ		
加藤 裕康	東京都世田谷区	1,527,500	5.33
クラーク・エヌ・カランダー	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフラン	1,297,100	4.52
	シスコ		
ジェイムズ・ピー・エイブリー	アメリカ合衆国カリフォルニア州ヒルズボ	1,239,400	4.32
	ロー		
マーク・ジェイ・マキナニー	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフラン	1,218,000	4.25
	シスコ		
ジェフェリー・ディ・バルドウィン	アメリカ合衆国カリフォルニア州ウッドサイ	1,180,700	4.12
	ド		
STATE STREET BANK AND TRUST	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	781,700	2.73
COMPANY			
佐山 展生	東京都渋谷区	720,300	2.51
計	-	15,549,055	54.23

(注) 1 . トッド・ジェイ・カーター氏は、所有する当社株式1,848,750株のうち、265,200株をファイブ・シー・パート
ナーズ・エルピー、ア・カルフォルニア・リミテッド・パートナーシップに信託しており、同社の名義で株
主名簿に記載されております。

2 . マーク・ジェイ・マキナニー氏は、所有する当社株式1,218,000株のうち、23,000株をマーク・マキナニー・2007
・ジアーールエーティーに信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。

なお、当社は平成20年3月3日に旧G C Aホールディングス(株)と旧サヴィアン(株)との共同株式移転（以下「株式移転」）の方法により、両社の完全親会社となる共同持株会社である当社を設立しました。その際、両社の役職員株主の間で下記の株主間契約を締結しております。

（１）ロックアップ

役職員株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、下記（３）に記載のとおり、株式移転後４年間（平成23年３月30日付で２年間の延長を本株主間等で合意しております。）は当社の管理するプログラムにより株式の限定的売却は可能としております。

（２）権利放棄

ロックアップ期間中に、役職員株主が自己都合で退職又は退任した場合、また、重大な法令違反、犯罪行為等の事由が発生した場合は、当該役職員株主はその保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、当社は放棄された株式を無償で取得できるものとされております。

なお、株式移転後に７名の役職員が自己都合で退職しており、当該役職員保有株の7,925株については当社が無償で取得しております。

（３）売却規制プログラム

役職員株主は、ロックアップ解除後の株式についても、取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等の事由を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後４年間（平成23年３月30日付で２年間の延長を本株主間等で合意しております。）は原則として、当社が設定する一定の売却規制プログラムにしたがって株式を売却することが求められております。

（４）スタンドスティル

役職員株主は、取締役会の承認がある場合等を除き、当社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しております。

（５）その他

上記の取り決めは、当社、旧G C Aホールディングス(株)の役職員株主の有する株式総数の過半数を有する株主及び旧サヴィアン(株)の役職員株主の有する株式総数の過半数を有する株主が合意した場合、または、当社に関する支配権の異動があった場合は解約される可能性があります。

また、当社は、役職員株主から、当社の取締役及び監査役の選解任、役員の報酬、企業買収等による支配権の異動、解散並びに定款変更等を議案とする株主総会における議決権行使に関し株主間で取り決め（共同議決権行使）を行っていましたが、平成25年３月３日をもって共同議決権行使に関する株主間契約を解除した旨報告を受けております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,000,000	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,669,000	266,690	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	28,670,300	-	-
総株主の議決権	-	266,690	-

(注) 「完全議決権株式 (その他) 」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 1 個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年 6 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
G C A サヴィア ン株式会社	東京都千代田区 丸の内1-11-1	2,000,000	-	2,000,000	6.98
計	-	2,000,000	-	2,000,000	6.98

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,480	6,893
売掛金	1,033	726
有価証券	75	81
営業投資有価証券	15,491	6,498
営業貸付金	10,589	800
その他	1,130	873
貸倒引当金	1	-
流動資産合計	33,799	15,874
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	129	115
その他(純額)	105	121
有形固定資産合計	235	237
無形固定資産	18	24
投資その他の資産		
投資有価証券	159	183
関係会社株式	91	91
その他	1,070	1,150
貸倒引当金	10	10
投資その他の資産合計	1,311	1,415
固定資産合計	1,565	1,677
資産合計	35,364	17,552

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	488	211
賞与引当金	-	283
その他	2,255	592
流動負債合計	2,743	1,086
固定負債		
その他	163	205
固定負債合計	163	205
負債合計	2,906	1,292
純資産の部		
株主資本		
資本金	514	524
資本剰余金	5,236	5,246
利益剰余金	1,893	1,644
自己株式	2,000	2,000
株主資本合計	5,644	5,415
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8	7
為替換算調整勘定	166	2
その他の包括利益累計額合計	158	10
新株予約権	569	616
少数株主持分	26,402	10,216
純資産合計	32,457	16,259
負債純資産合計	35,364	17,552

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
売上高	4,570	15,458
売上原価	2,531	11,611
売上総利益	2,039	3,846
販売費及び一般管理費	868	918
営業利益	1,170	2,928
営業外収益		
受取利息	7	6
受取配当金	0	35
為替差益	29	18
その他	2	1
営業外収益合計	39	60
営業外費用		
雑損失	-	1
営業外費用合計	-	1
経常利益	1,209	2,988
特別損失		
固定資産除却損	2	-
投資有価証券評価損	21	-
特別損失合計	23	-
税金等調整前四半期純利益	1,186	2,988
法人税等	346	92
少数株主損益調整前四半期純利益	839	2,895
少数株主利益	437	2,745
四半期純利益	401	150

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	839	2,895
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	0
為替換算調整勘定	22	169
その他の包括利益合計	22	168
四半期包括利益	862	3,064
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	424	319
少数株主に係る四半期包括利益	437	2,745

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,186	2,988
減価償却費	58	57
固定資産除売却損益 (は益)	2	-
投資有価証券評価損益 (は益)	21	-
賞与引当金の増減額 (は減少)	569	279
受取利息及び受取配当金	7	41
営業投資有価証券の増減額 (は増加)	2	9,028
営業貸付金の増減額 (は増加)	1,657	9,788
売上債権の増減額 (は増加)	269	346
未払金の増減額 (は減少)	1,181	1,712
その他	36	25
小計	2,609	20,709
利息及び配当金の受取額	7	41
法人税等の支払額	105	515
法人税等の還付額	14	340
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,524	20,576
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	26	10
定期預金の預入による支出	800	-
その他	7	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	834	23
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	284	386
少数株主からの払込みによる収入	674	43
少数株主への出資払戻しによる支出	613	3,453
少数株主への分配金の支払額	4,566	15,520
その他	-	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,789	19,289
現金及び現金同等物に係る換算差額	46	155
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	3,053	1,419
現金及び現金同等物の期首残高	8,754	5,556
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,701	6,975

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
給与手当	161百万円	160百万円
賞与引当金繰入額	42	29
支払手数料	113	236

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
現金及び預金	4,132百万円	6,893百万円
有価証券勘定	2,369	81
預入期間が 3 か月を超える定期預金等	800	-
現金及び現金同等物	5,701	6,975

(株主資本等関係)

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年 2 月15日 取締役会	普通株式	286百万円	利益剰余金	1,000円	平成23年12月31日	平成24年 3 月14日

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

1 . 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年 2 月14日 取締役会	普通株式	399百万円	利益剰余金	1,500円	平成24年12月31日	平成25年 3 月13日

(注) 当社は、平成25年 1 月 1 日付で株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。当該配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたしました。

2 . 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間
末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年 5 月30日 取締役会	普通株式	133百万円	利益剰余金	5円	平成25年 6 月30日	平成25年 8 月12日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	アドバイザリー 事業 (百万円)	アセット マネジメント事業 (百万円)	ファンド 非連結 計 (百万円)	ファンド 事業 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	3,728	-	3,728	842	4,570	-	4,570
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	376	376	-	376	(376)	-
計	3,728	376	4,104	842	4,947	(376)	4,570
セグメント利益	613	115	728	441	1,170	-	1,170

なお、アドバイザリー事業の地域別内訳は以下のとおりです。

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (百万円)	計 (百万円)
売上高	2,361	1,362	3	-	3,728
営業利益(又は営業損失)	595	83	(66)	-	613

(注)「その他」に属する主な国は英国であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	アドバイザリー 事業 (百万円)	アセット マネジメント事業 (百万円)	ファンド 非連結 計 (百万円)	ファンド 事業 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	2,795	-	2,795	12,662	15,458	-	15,458
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	785	785	-	785	(785)	-
計	2,795	785	3,581	12,662	16,244	(785)	15,458
セグメント利益	(265)	435	169	2,758	2,928	-	2,928

なお、アドバイザリー事業の地域別内訳は以下のとおりです。

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (百万円)	計 (百万円)
売上高	1,880	910	77	(73)	2,795
営業利益（又は営業損失）	137	(414)	10	-	(265)

（注）1. 「その他」に属する主な国は英国であります。

2. 売上高の調整額は、地域間取引消去であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	14円03銭	5円65銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	401	150
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	401	150
普通株式の期中平均株式数 (株)	28,649,800	26,653,885
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	-	5円58銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	292,420
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第 6 回新株予約権 12,650個 なお、概要は以下のとおりであります。 決議年月日 平成24年 2 月15日 新株予約権の行使期間 自 平成25年 2 月15日 至 平成33年 3 月 9 日 発行価格 101,500円 資本組入額 50,750円	第 7 回新株予約権 2,190,100個 第 8 回新株予約権 1,500,000個 なお、概要は「第 3 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1 . 当社は、平成25年 1 月 1 日付で 1 株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2 . 前第 2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成25年 5 月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額 133百万円

(ロ) 1 株当たりの金額 5 円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年 8 月12日

(注) 平成25年 6 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月13日

G C A サヴィアン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子 寛人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚原 克哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているG C A サヴィアン株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、G C A サヴィアン株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。